

春日井市都市計画審議会の会議の傍聴要領前後対照表

(現行)
春日井市都市計画審議会の会議の傍聴要領
(目的) 第1条 この要領は、春日井市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴にかかる手続き、遵守事項その他必要な事項について定めることを目的とする。
(傍聴の手続き) 第2条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ公表した方法により、傍聴の申し出をしなければならない。
(傍聴人の定員) 第3条 <u>傍聴人の定員は5名とし、傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。ただし、会長は事情に応じて定員を10名まで増員することができる。</u> 2 傍聴人は、会議の開催予定時刻までに会議室に入室するものとする。 (会場に入ることができない者) 第4条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者は、会議場に入ることができない。
(傍聴人の守るべき事項) 第5条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。 (1) 会議中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。 (2) 私語、騒ぎ立てること、非礼に当たる行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。 (3) 携帯電話、ポケットベルその他音を発生する機器の電源を切ること。 (4) 飲食又は喫煙等をしないこと。 (5) 写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、会長が許可した場合はこの限りでない。 (6) その他会議場の秩序を乱し又は会議の支障となる行為をしないこと。 (傍聴人の退場) 第6条 傍聴人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会議場から退場しなければならない。 (1) 傍聴人が前条の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。 (2) 運営規程第7条第2項の規定により、会議を非公開としたとき。
附 則 この要領は、平成14年8月3日から施行する。
附 則 この要領は、平成16年7月5日から施行する。

(変更案)
春日井市都市計画審議会の会議の傍聴要領
(目的) 第1条 この要領は、春日井市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴にかかる手続き、遵守事項その他必要な事項について定めることを目的とする。
(傍聴の手続き) 第2条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ公表した方法により、傍聴の申し出をしなければならない。
(傍聴人の定員) 第3条 <u>傍聴人の定員は10名とし、傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了する。</u> 2 傍聴人は、会議の開催予定時刻までに会議室に入室するものとする。 (会場に入ることができない者) 第4条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者は、会議場に入ることができない。
(傍聴人の守るべき事項) 第5条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。 (1) 会議中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。 (2) 私語、騒ぎ立てること、非礼に当たる行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。 (3) 携帯電話、ポケットベルその他音を発生する機器の電源を切ること。 (4) 飲食又は喫煙等をしないこと。 (5) 写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、会長が許可した場合はこの限りでない。 (6) その他会議場の秩序を乱し又は会議の支障となる行為をしないこと。 (傍聴人の退場) 第6条 傍聴人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会議場から退場しなければならない。 (1) 傍聴人が前条の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。 (2) 運営規程第7条第2項の規定により、会議を非公開としたとき。
附 則 この要領は、平成14年8月3日から施行する。
附 則 この要領は、平成16年7月5日から施行する。
附 則 この要領は、平成22年7月29日から施行する。

総括図

愛知県行政図



諮詢3号

用途地域の変更
明知東地区 29.5ha

諮詢2号

区域区分の変更
明知東地区 29.5ha

2号議案
地区計画の決定
鷹来地区 16.9ha

諮詢3号
用途地域の変更
鷹来地区 13.7ha

1号議案
都市公園の変更
松新公園 0.24ha
松新東公園 0.20ha



規划区域状況(春日井市全域)	
地 点	面積(ha)
第一種住居専用地域	10.0
第二種住居専用地域	5.0
準工業地域	2.0
第一種工業地域	0.4
第二種工業地域	0.2
商業地域	0.2
農業地域	4.0
未利用地	0.1
其他の区域	0.1
計	29.5

1:20,000